

AWN UP法人カード会員規約

法人会員（第一章第2条1項で定義される）及び連帯保証人（第一章第4条1項で定義される）は、下記に定める各条項（これに付随する特約、規約等がある場合はこれを含む。）を契約内容とすることに同意するものとします。

第一章 一般条項

第1条（AWN UPカードシステム）

1.AWN UPカードシステム（以下「本システム」といいます。）とは、入会申込書（入会契約書を含む。以下同じ。）上に記載されている取扱店・給油所（以下「取扱店」といいます。）の法人顧客（個人事業主を含む。以下同じ。）を対象に、コモタ株式会社（以下「甲」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「乙」といいます。）が共同で開発したクレジットシステムを利用して、法人顧客から委託を受けた乙が取扱店に立替払いを行うことを条件として取扱店が法人顧客に対して信用販売をするシステムをいいます。

2.法人顧客が取扱店で本システムを利用した場合の顧客識別番号及び売上に関する情報（以下総称して「売上データ等」といいます。）は、取扱店が甲に提供したうえで甲が情報処理を行い、甲から乙へ提供されることをあらかじめ承諾するものとします。また、法人顧客が本システムを利用することにつき、乙から甲及び取扱店に対してカード有効性データ等会員情報に係る情報を提供することをあらかじめ承諾するものとします。

第2条（法人会員及びカード発行）

1.本規約において、法人会員（以下「会員」といいます。）とは、本規約を承諾のうえ、取扱店を通して乙にAWN UP法人カード（以下「カード」といいます。）の入会申込みをし、乙が入会を認めた法人、団体又は個人事業主（日本国内に居住する方）等をいいます。なお、乙に対する入会申込者の審査結果について、乙が甲及び取扱店に対して通知すること及び審査結果の理由について開示しないことを入会申込者はあらかじめ承諾するものとします。

2.本規約において、カード使用者（以下「使用者」といいます。）とは、会員の役員及び従業員、家族又は同居人等で、会員がカードの使用者として指定した方をいいます。但し、乙が不適合と認めた場合は使用者とすることはできません。

3.会員及び連帯保証人と乙との契約は、会員が乙に申込みをし、乙が所定の審査の上、乙が必要な手続きを完了したときに成立します。

4.会員は、会員及び使用者の本規約に基づく乙に対する支払債務その他カードに関する一切の責任を負うものとします。会員のこの責任には、会員及び使用者以外の者がカードを使用した場合、その他本規約に違反してカードが使用された場合のカード利用代金の支払債務その他一切の責任が含まれるものとします。

5.会員に対しては、取扱店より顧客識別番号が記録されたカードを会員所有車両1台につき1枚のカードを発行し、会員に貸与いたします。なお、カードの所有権はカードを発行した取扱店に属します。また、カードの貸与・譲渡、質入れはできません。

第3条（本システムの利用）

1.会員及び使用者は、本規約に従い取扱店において本システムを利用して商品の購入とサービスの提供を受けること（以下「カードショッピング」といいます。）ができます。カードショッピングの際は、取扱店店頭にて都度カードを提示して本システムを利用するものとします。

2.カードは、当該カードを発行した取扱店にて、会員の事業費の決済のみに利用することができます。但し、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、会員は当該利用について当然に支払義務を

負うものとしします。

3.会員が本システムを利用して取扱店で、購入又は提供を受けることができる商品又はサービスは以下に限定されるものとしします。

(1)ガソリン、灯油、ガス等の燃料(2)タイヤ、ホイール、カーケア商品、その他自動車の備品・整備用品類(3)車検、修理、洗車、備品類の装着、その他自動車の整備に関わるサービス

4.会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもって、カード及びカードに記録された顧客識別番号を含む情報（以下「カード情報」といいます。）を管理しなければならないものとしします。また、会員及び使用者は第三者に対し、カードを貸与、譲渡・質入れ・担保提供等したりカード情報を使用させてはならないものとしします。

5.前四項にかかわらず、取扱店、甲又は乙が本システムの利用方法等について別途取り決めを行った場合は、会員はこれに従うものとしします。

第4条（連帯保証人）

1.会員は、乙の審査基準を満たした会員の代表者その他乙が認める連帯保証人予定者（以下「連帯保証人」といいます。）を立てるものとしします。但し、乙が認めた場合に限り、連帯保証人を省略できるものとしします。

2.連帯保証人は、本規約に基づき会員が乙に対して負う一切の債務（遅延損害金及び費用の支払債務を含む。）について、(1)本規約に基づき会員が乙より発行を受けたすべてのカードに係るご利用可能枠の合計額及び(2)当該(1)の額に2を乗じた額の総合計額(1)+(2)を保証極度額として、会員と連帯して債務履行の責任を負うものとしします。

3.連帯保証人は、本規約に基づく債務の保証についての委託を受けるにあたり、会員から次の各号の事項の提供を受けたことにつき、乙に対して表明してこれを保証します。また、会員は、連帯保証人に対し、当該提供をしたこと及びこれらの情報が真実かつ正確であり、かつ不足がないことにつき、乙に対して表明してこれを保証します。(1)財産及び収支の状況(2)会員の負担している債務の有無並びにその額及び履行状況(3)会員の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容

4.会員及び連帯保証人は、自らの表明が真実ではない場合には、乙の請求に応じて、直ちに乙に対する一切の債務を履行するとともに乙に生じた損害を賠償するものとしします。

5.乙が連帯保証人の1人に対して履行の請求をしたときは、会員及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとしします。

6.連帯保証人は、自らの保証債務を履行する場合には、あらかじめ乙に対して、保証債務を履行する旨の通知を書面で行うものとしします。

7.連帯保証人が会員の代表者を辞任したとき、死亡したとき、もしくは本章第12条第1項及び第2項の各号、並びに第3項の第1号及び第2号のいずれかに該当したとき、又はその他乙が必要と認めたときは、会員は直ちに第1項の条件を充たす新たな連帯保証人を立てるものとしします。

第5条（カードショッピングの利用可能枠）

1.会員が発行を受けたすべてのカードの利用可能枠は、それぞれ乙が定める金額とし、乙は取扱店を通じてこれを会員に通知するものとしします。

2.乙は、会員のカード利用状況もしくは支払状況又は信用状態等により適当と認めた場合は、会員に通知することなくいつでも、カードの利用可能枠を変更できるものとしします。

3.会員及び使用者は、乙が認めた場合を除き、第1項に定めるカードショッピングの利用可能枠を超えるカード利用はできないものとしします。また、乙の承認を得ずにカードの利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、カードショッピングの利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

4.カードショッピングの利用可能枠は、会員及び使用者がこれを超過するカードの利用を行った場合において、乙の会員に対する請求権の制限を意味するものではありません。

第6条（カード利用代金のお支払）

- 1.会員は、カードショッピングの利用代金（以下「支払金」といいます。）を乙に支払うものとします。
- 2.会員は、支払金、その他本規約に基づく会員の乙に対する一切の支払債務（以下「支払金等」といいます。）を、日本円により、会員があらかじめ指定した乙所定の金融機関に開設された口座（以下「指定口座」といいます。）に対して、口座振替の方法により支払うものとします。なお、乙が認めた場合又は事務上の都合により、乙の指定する預金口座への振込によりお支払いいただく場合があります。
3. (1)カード利用による支払金等は、あらかじめ取扱店と会員との間で取り決めた利用の締切日（以下「利用締切日」といいます。）に基づき、以下の通り取扱店と乙との間の締切日（以下「売上締切日」といいます。）を設定するものとします。但し、利用締切日及び売上締切日は事務処理上の都合等により変更される場合があります。ア. 毎月10日・15日・20日を利用締切日とした利用代金に関しては、当月末日を売上締切日とします。イ. 毎月25日・末日を利用締切日とした利用代金に関しては、翌月10日を売上締切日とします。
(2)会員は、10日・15日・20日を利用締切日とする利用代金については、翌月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日とします。以下同じ）、25日・末日を利用締切日とする利用代金については、翌々月27日にそれぞれ乙に対して支払うものとします。
- 4.会員は、乙が、前項に定める支払いその他の会員が乙に対して負う債務の支払いについて、乙及び金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合には、翌営業日の支払いとして取り扱うことができることに異議がないものとします。

第7条（利用明細兼請求書）

- 1.取扱店は、乙に代わって会員の約定支払額の利用明細兼請求書を取扱店所定の方法により、会員へ送付するものとします。
- 2.会員は、利用明細兼請求書を毎月確認するものとし、利用明細兼請求書の内容に異議がある場合には、利用明細兼請求書受領後10日以内に取扱店に対し異議を申出るものとします。

第8条（カード利用による支払金等の充当順位）

会員、連帯保証人又は利害関係人が乙に対して返済した金額が本規約及びその他の契約に基づき会員が乙に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、乙は会員への通知なくして、乙が適当と認める順序・方法により、いずれの債務に充当しても、会員及び連帯保証人は異議ないものとします。但し、弁済者があらかじめ充当順位を指定し、乙が認めた場合には、この限りではありません。

第9条（費用・公租公課等の負担）

- 1.会員は、カード利用による支払金等の遅滞等、会員の責に帰すべき事由により生じた、次の費用を乙に支払っていただきます。(1)乙が訪問集金したときは訪問集金費用（訪問回数1回につき1,100円（うち消費税100円））。(2)乙が本章第13条第2項第1号に基づく書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用。(3)乙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料（手続回数1回につき330円（うち消費税30円））。(4)乙が振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料等（送付1回につき330円（うち消費税30円））。
- 2.本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税及び地方消費税その他の公租公課は会員が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても会員が負担するものとします。

第10条（カードの紛失・盗難等及び再発行）

- 1.カード（顧客識別番号を含む）の紛失、盗難又は本規約に違反したことにより、他人にカードを使用された場合であっても、当該カードによる支払金等の支払債務は会員が負うものとします。
- 2.会員がカードの紛失、盗難等により本システムの利用停止を希望する場合は、直ちに取扱店及び乙所定の方法で通知するものとし、当該通知を受けた取扱店及び乙は、速やかにカード利用停止の措置を施すも

のとします。

3.取扱店又は乙がカードの再発行を求められたときは、乙が認めた場合に限り、取扱店がカードを再発行するものとします。

第11条（退会及び会員資格の喪失）

1.会員は、取扱店及び乙所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、乙に対する残債務全額を完済したことをもって退会とします。但し、本規約に定められた約定支払日にかかわらず、残債務全額を直ちにお支払いいただく場合もあります。

2.乙は、会員が本章第12条の各項及び第16条の2の各項のいずれかに該当したとき又は取扱店及び乙が不適当であると判断したときは、会員に通知することなく取扱店が貸与した全部又は一部のカードの利用を停止し又は会員資格を喪失させることができるものとします。

3.乙は、使用者が日本国籍を保有せず日本国内に居住している場合において、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を乙が確認できない場合、又は乙が収集した情報等により当該使用者が適法な在留資格・在留期間等を保持していないと乙が判断した場合は会員資格を喪失させることができるものとします。

4.前三項により会員が退会した場合又は会員資格を喪失した場合は、当然に使用者もカードの利用資格を喪失するものとし、会員は速やかに取扱店にカードを返却するものとします。また、会員及び連帯保証人は退会後又は会員資格後に本システムの利用に基づく乙に対する債務については、カードの利用停止又は会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払の責を負うものとします。

5.会員及び使用者又は連帯保証人が自ら又は第三者を利用して、乙及び取扱店又は乙及び取扱店の委託先・派遣元等の従業員（以下「従業員等」という。）に対して、以下に掲げる行為、又は当該従業員等の就業環境を害するおそれのある行為をした場合。(1)暴言、誹謗中傷、威圧的な言動、性的な言動、従業員等の人格を攻撃する言動又は従業員等個人に対する攻撃的言動・要求。(2)長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、又は従業員等の業務に支障が生じるような対応の要求。(3)上記(1)(2)のほか、従業員等の心身又は就業環境を害するおそれのある行為。(4)法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求。(5)上記(1)(2)(3)(4)のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為。

第12条（反社会的勢力の排除）

1.カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者は、カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者と密接な関係を有する者（会員の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。(1)暴力団(2)暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者(3)暴力団準構成員(4)暴力団関係企業(5)総会屋等(6)社会運動等標榜ゴロ(7)特殊知能暴力集団等(8)前各号の共生者(9)テロリスト等（疑いがある場合を含む）(10)日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者。(11)その他前各号に準ずる者

2.カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者は、カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者と密接な関係を有する者（会員の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等）は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為(2)法的な責任を超えた不当な要求行為(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為(5)その他前各号に準ずる行為

3.カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者は、カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者と密接な関係を有する者（会員の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等）が前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び

使用者と密接な関係を有する者（会員の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等）に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者と密接な関係を有する者（会員の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等）は、これに応じるものとします。

4.カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者は、カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者と密接な関係を有する者（会員の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員、従業員等）が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、カード入会を認めること、又はカードの利用を継続することが不適切であると乙が認める場合には、乙は、カード入会申込を認めることを拒絶し、又は会員資格を喪失させることができるものとします。会員資格が喪失した場合、会員及び連帯保証人は当然に期限の利益を失い、乙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

5.前項の規定の適用により、乙に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、カードの入会申込者、会員及び連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、カードの入会申込者、会員及び連帯保証人に損害等が生じた場合にも、カードの入会申込者、会員及び連帯保証人は、当該損害等について乙に請求をしないものとします。

6.第4項の規定に基づき会員資格が喪失した場合でも、乙に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

第13条（期限の利益喪失）

1.会員が、翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払を1回でも遅滞したときは、当然に期限の利益を失い乙に対する当該未払債務の全額を直ちにお支払いいただきます。

2.会員が、次のいずれかに該当したとき（但し、第3号から第6号までの事由については、乙が当該事由の発生を知ったとき）は、当然に期限の利益を失い乙に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。(1)カードショッピングの支払金のいずれか一つでも支払を遅滞し、乙から20日間以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までにお支払いのなかったとき。但し、第2号の場合を除く。(2)売買契約に基づく商品購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合は、カードショッピングの支払金の支払を1回でも遅滞したとき。(3)会員が振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。(4)会員が強制執行、保全処分又は滞納処分を受けたとき。(5)会員が破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てもしくは調停・特定調停の申立てをしたとき。(6)カードを他人に貸与、譲渡・質入れ・担保提供等をし、又はカードを利用して購入した商品・権利を質入れ、譲渡、賃貸するなど乙が有する商品・権利の所有権を侵害する行為をしたとき。

3.会員が次のいずれかに該当したときは、乙の通知又は請求により期限の利益を失い、乙に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。(1)本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。(2)第三者に債務整理等の委任をすること、その他信用状態が著しく悪化したとき。(3)会員の事業の全部もしくは重要な一部を譲渡することが決定されたとき、又は他の法人と合併することが決定されたとき。

4.会員及び連帯保証人は、会員又は連帯保証人が第1項から第3項の各号のいずれかに該当した場合、又は将来もしくは催告を受けることにより、これらに該当することとなる事態が生じる場合には、直ちに乙に通知するものとします。

第14条（届出事項の変更等）

1.会員及び連帯保証人は、取扱店及び乙に届出た法人名・法人代表者・代表カード使用者・連帯保証人・所在地及び住所・氏名・名称・代表者・勤務先・役職・連絡先電話番号・取引目的・職業並びに指定口座

等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、遅滞なく、所定の届出書等により取扱店及び乙に届出又は通知するものとします。

2.会員及び連帯保証人は、前項の届出又は通知を怠ったことにより、取扱店又は乙からの通知や送付書類等が延着又は不到達となった場合でも、取扱店又は乙が通常到達すべきときに会員及び連帯保証人に到達したものとみなすことに異議がないものとします。但し、前項の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

3.会員及び連帯保証人が取扱店及び乙に対して第1項に定める届出を行わなかったときであっても、乙が適法・適正に収集した会員及び連帯保証人の個人情報その他の情報により届出事項に変更があったと判断した場合には、乙は当該届出事項について第1項の届出があったものとして取り扱うことがあり、会員及び連帯保証人はこれを異議なく承諾するものとします。

第15条（住民票等取得の同意）

会員の代表者及び連帯保証人は、本申込みを行う者が申込書に記載された会員の代表者及び連帯保証人に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、乙が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第16条の1（犯罪収益移転防止法に基づく対応の同意）

カードの入会申込者、会員、連帯保証人及び使用者は、乙から「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）に基づき、本人特定事項の確認（以下「本人確認」といいます。）を求められることに関して、以下の事項に異議なく同意するものとします。

1.犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

(1)乙から会員及び取引担当者の登記事項証明書・運転免許証・健康保険被保険者証等の公的資料又はその写し（以下これらを総称して「本人確認書類」といいます。）の提示・提出を求められたときはこれに協力すること。(2)会員である法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者（犯罪収益移転防止法施行規則第11条第2項各号に掲げる者であって、以下「実質的支配者」といいます。）を確認して申告すること。(3)実質的支配者又は個人事業主が外国の重要な公的地位（政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等）を現在もしくは過去に有する者又はその家族（犯罪収益移転防止法施行令第12条第3項各号に掲げる者であって、以下「外国PEPs」といいます。）に該当するか申告すること。(4)犯罪収益移転防止法に基づき、乙と提携する金融機関、提携企業に対して乙が第1号の本人確認業務を委託する場合があること。(5)乙に提出された書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと。(6)犯罪収益移転防止法に基づく手続き、乙所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあること。

2.会員の实質的支配者又は個人事業主が外国PEPsに該当する場合（入会後に該当することとなった場合を含みます。）の厳格な取引時確認

(1)外国PEPsに該当する者及びその国名と職名を直ちに乙へ届出ること。(2)乙の求めに応じて会員及び取引担当者の追加の本人確認書類を提示・提出すること。(3)会員は、実質的支配者を確認する書類として、株主名簿、有価証券報告書その他官公庁から発行された書類等乙の指定する書類を提出すること。(4)カードの利用可能枠の金額に応じて、乙より資産及び収入の状況を確認する書類の提出を求められる場合があること。(5)乙に提出された書類は、犯罪収益移転防止法により保管が義務づけられているため返却されないこと。(6)乙が犯罪収益移転防止法に基づく規制の適正な履行のために必要と認めた場合は、入会をお断りすることや会員資格を喪失させること、又はカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあること。

※外国PEPsの詳細は、乙のホームページURL(<https://www.jaccs.co.jp/service/peps.html>)にてご案内しております。

第16条の2（犯罪収益等隠匿行為等の禁止）

1.法人会員等及び会員等は、以下の各号のいずれかに該当する行為を目的として、又はその手段として、本契約を締結してはならず、また、本契約に基づくサービスを利用してはならないものとします。(1)犯罪収益移転防止法に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装し又は犯罪収益等を隠匿すること。(2)国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法に基づき国際テロリストとして公告された者その他テロリスト又はテロリスト団体との間で取引を行うこと。(3)外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者又は経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。(4)米国OFAC規制により規制される取引を行うこと。(5)その他、前号各号に類する行為。

2.当社は、法人会員等及び会員等が前号各号に該当する行為を行ったと疑うに足りる相当の理由があるときは、法人会員等及び会員等に対し、当該行為に関する説明又は資料の提出を求めることができ、法人会員等及び会員等は遅滞なくこれに応じるものとします。

第17条（規約の変更）

1.乙は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、乙のホームページにおいて公表、その他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。(1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。(2)変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2.乙は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を乙のホームページにおいて公表する方法又は乙から会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第18条（準拠法）

会員と乙との諸契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

会員及び連帯保証人は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員及び連帯保証人の住所地又は乙の本社又は本部又は支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第二章 カードショッピング条項

第1条（カードショッピングの利用）

1.会員及び使用者は、本規約に従い取扱店にカードを提示し、所定の売上票に会員名称及び自己の署名等を行うことにより、取扱店が信用販売を行っている商品の購入又はサービスの提供を受けることができます。

2.会員は、カードショッピングの支払金を、本規約に従い乙が会員に代わり取扱店に立替払いすることを、あらかじめ乙に委託するものとします。

3.カードによりお買上げいただく商品及びサービスの価格は、取扱店において定める価格とします。

4.カードショッピングを利用して購入した商品・権利の所有権は、当該カードショッピングの支払金完済まで当然に乙が有することを、会員及び連帯保証人は異議なく承諾するものとします。会員が第1章第13条により期限の利益を喪失したときは、乙は留保した所有権に基づき商品を引き取り、任意の方法により処分することができるものとします。会員及び連帯保証人は、乙が商品を引き取ったときは、相当な価格をもって本規約に基づく債務の残債の弁済に充当することにあらかじめ同意するものとします。

第2条（カードショッピングの支払金の支払方法）

カードショッピングの支払金の支払方法は、翌月1回払とします。なお、支払回数、支払期間、手数料の利率等は表1のとおりになります。

【表1】

(a) 支払回数	1回
(b) 支払期間(ヶ月)	1
(c) 実質年率(%)	0.00
(d) 利用料金100円当たりの 回数指定分割払の手数料 の額(円)	0.00

第3条(遅延損害金)

1.会員が、カードショッピングの支払金を延滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1)支払方法が翌月1回払以外の取引については当該分割支払金に対し年14.60%を乗じた額あるいはカードショッピングの支払の全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引の場合を除く。(2)支払方法が翌月1回払、又は支払方法が翌月1回払以外であっても割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引もしくは割賦販売法に定めがない権利に関する取引については、当該支払金に対し、年14.60%を乗じた額。但し、売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合を除く。(3)売買契約等に基づく商品等購入又は役務提供の目的・内容が会員にとって営業のためのものである場合の取引については、当該支払金に対し、年20.00%を乗じた額。

2.会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまでカードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。(1)前項第1号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。(2)前項第2号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.60%を乗じた額。(3)前項第3号の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年20.00%を乗じた額。

第4条(見本・カタログ等と提供内容の相違)

会員が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡され又は提供された商品・権利又は役務が見本・カタログ等と相違していることが明らかなきときは、速やかに会員は取扱店に商品の交換又は再提供を申し出るか又は当該売買契約等の解除をすることができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合、会員は速やかに乙に対し、その旨を通知するものとします。

第5条(支払停止の抗弁)

1.会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・役務について、支払を停止することができるものとします。(1)商品の引渡し、権利の移転、又は役務の提供がなされないこと。(2)商品・権利・役務に破損・汚損・故障その他の契約の内容に適合しない事由があること。(3)その他、商品・権利の販売、又は役務の提供について、取扱店に対して生じている事由があること。

2.乙は、会員が前項の支払の停止を行なう旨を乙に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。

3.会員は、前項の申し出をするときは、あらかじめ第1項各号の事由の解消のため、取扱店と交渉を行なうよう努めるものとします。

4.会員は、第2項の申し出をしたときは、速やかに第1項各号の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと。)を乙に提出するよう努めるものとします。また、乙が第1項各号の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

5.第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。(1)売買契約、役務提供契約が会員にとって営業のためのもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く。）であるとき。(2)前号に定める場合のほか、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に該当する商品・権利の販売、又は役務の提供である場合。(3)回数指定分割払及びボーナス併用回数指定分分割払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。(4)残高スライド元金定額のリボルビング払の場合で、1回のカード利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき。(5)会員による支払停止が信義に反すると認められるとき。(6)会員の指定した支払方法が翌月1回払であるとき。(7)割賦販売法の定める指定権利以外の権利であるとき。(8)日本国外でカードを利用したとき。

6.乙がカードショッピングの支払金の残額から第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、会員は控除後のカードショッピングの支払を継続するものとします。

【相談窓口】

- 1.商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードを利用された取扱店にご連絡ください。
- 2.本規約についてのお問い合わせ、ご相談、個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関するお問い合わせ、ご相談及び支払停止のお申し出の内容に関する書面（第二章第5条第4項）については、下記にご連絡ください。

株式会社ジャックス

カスタマーセンター（お客様相談室）

〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル

ナビダイヤル：0570-002277

HJA250315